

2017年8月(第15号)



Design

～地域包括ケア病棟から地域をデザインする～

発行元：地域包括ケア病棟・リハビリ科・地域医療連携室



地域包括ケア病棟とは

地域包括ケア病棟は、平成26年の診療報酬改正で新設され、当院では同年8月より運用を開始しています。地域包括ケア病棟の役割のひとつには、地域からの受け入れが挙げられており、在宅から受け入れすることで疾病の重症化を避け、住み慣れた地域で住み続けることが可能となります。

当院の地域包括ケア病棟で受け入れ可能な方について (地域からの受け入れ)

1. 痰の吸引、点滴などの医療的処置が必要なため、介護施設でのショートステイの利用が困難な方(メディカルレスパイト)
2. 短期集中リハビリテーションが必要な方(入院期間は2～3週間)
3. 摂食嚥下機能評価を希望される方
4. 痰の吸引方法など、ご家族への指導が必要な方
5. CKD(慢性腎臓病)教育入院
6. 糖尿病患者さん食事体験入院
(2月から受け入れを開始しました)



平成29年度第1回 認定看護師セミナー

日時：8月26日(土) 午後1時～午後5時

会場：当院9階会議室

内容：皮膚排泄ケア認定看護師、緩和ケア認定看護師、集中ケア認定看護師によるお話

※ 詳細は72-0235(担当：大植)まで

地域包括ケア病棟に関する問い合わせ先

地域医療連携室(担当：中嶋・中野)

TEL：0774-72-0235

E-mail：ti0001@yamashiro-hp.jp

※該当の方がおられましたら、ご相談下さい。

※

地域包括ケア病棟で受け入れした事例（第15回）

利用目的：退院準備目的

特養入所中の患者様で、誤嚥性肺炎で当院入院となりました。入院後の検査にて経口摂取困難との判断になりましたが、ご本人・ご家族の意向を尊重し、施設へ退院されました。

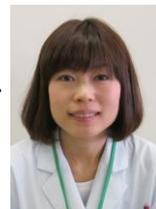
（地域医療連携室 主任ソーシャルワーカー 中嶋 庸介）

入院後、誤嚥性肺炎は改善しましたが、入院中の嚥下機能検査にて経口摂取が水分・食事ともに困難との判断に至りました。入院直後より、看護師やソーシャルワーカーにより「よくなったらどこで過ごしたいか」とご家族に意向を伺っていましたが、「入所先の特養の慣れた環境の中で可能な限り過ごさせてあげたい、最期も施設で看取ってあげたい」ということが、一貫した思いでした。

急性期治療が落ち着いた段階で地域包括ケア病棟へ転棟して頂き、ご家族・施設職員の方と退院に向けカンファレンスを実施しました。カンファレンスでは、経口摂取が困難であり点滴で必要な栄養を補っていること、誤嚥のリスク、仮に施設へ戻られるのであれば、（施設は）可能な範囲での点滴となるため、施設での看取りになることを伝えました。その点も十分理解された上で、顔なじみの入所者・職員がいる施設へ戻ることを希望されました。

このケースでは、退院が難しい状況であってもご本人・ご家族の意向を大切に、退院支援していく必要性を痛感しました。

（地域医療連携室 ソーシャルワーカー 中野 明子）



地域医療連携室より

～認定看護師の紹介～

今月は、地域包括ケア病棟にも密接に関わっている当院の認定看護師を紹介させていただきます。皆さんに当院の認定看護師について知って頂き、皆さんとの連携が深まればと思います。

（地域医療連携室 係長 南出 弦）

認定看護師は、日本看護協会が定めた教育課程を修了し、特定の看護分野の質において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践ができると認められた看護師です。認定看護師になるためには、教育機関で6ヶ月間（615時間以上）の研修を終了し、その後、筆記試験に合格する必要があります。認定看護師になった後は、独自の知識と技術を用いて患者さんとそのご家族のケア、看護職員や他職種への指導、相談などを行います。

当院には、①皮膚・排泄ケア ②集中ケア ③緩和ケア ④がん化学療法看護 ⑤がん性疼痛看護⑥感染管理、の6分野8名の認定看護師がおり、日々業務にあたっています。昨年度からは、“看護セミナー及び出張講座”と題して、地域の専門職の方々を対象にした研修会を始めました。お陰様でご好評を頂いています。今年度も引き続き、“看護セミナー及び出張講座”をしていますので、ご希望がありましたら、ご連絡をお願いします（看護セミナーについては裏面をご覧ください）。

地域の皆様と共にこの地域の医療・介護の質の向上に努めたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。（認定看護師一同） 連絡先：0774-72-0235（担当：大植）

